

各都道府県

「まち・ひと・しごと創生」担当部局 御中
「まち・ひと・しごと創生」市町村担当部局 御中

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方公共団体が作成する「地域再生計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係について

平素より、まち・ひと・しごと創生に係る取組に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

全国知事会から提言のあった「自治体が作成する「地域再生計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係の明確化」については、下記のとおりです。

なお、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

記

- 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）に基づき地方公共団体が作成することができる「地域再生計画」は、地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進など、それぞれの地域において地域再生を図るために取り組もうとする個別の事業や、それを実施するための国の支援措置等について具体的に定める実施計画です。
- 一方、まち・ひと・しごと創生法案に基づき地方公共団体が作成するよう努めなければならないとされている「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国の総合戦略と同様に、それぞれの地方公共団体において各分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示し、雇用創出、結婚・出産・子育て、まちづくりなど、政策全般にわたる戦略を定めるものです。
- したがって、個別の事業の具体的な実施計画を定める地域再生計画と、地域における政策全般の目標や基本的方向性等を定める「地方版総合戦略」とは、性格が異なるものです。

以上

【連絡先】

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
長谷川、松林
TEL：03-6257-1412 又は 1413（直通）
FAX：03-3581-8808
E-mail：satoshi.hasegawa@cas.go.jp
naokuni.matsubayashi@cas.go.jp

参照条文

○地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次に掲げる事業に関する事項

- イ 地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業
- ロ 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業
- ハ 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業

二 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

三 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び次号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

- イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの
- ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（第十二条において単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの
- ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

四 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

〇まち・ひと・しごと創生法案（抄）

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 （略）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 （略）